



論文誌に関する規程

平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、定款細則 (0000-01) (以下、「細則」という) 第 12 条に規定された **Journal of Nuclear Science and Technology** (以下、「英文論文誌」という)、日本原子力学会和文論文誌 (以下、「和文論文誌」という)、および編集委員会規程 (0801) 第 2 条 (3) に規定された編集委員会 (以下、「委員会」という) が刊行する刊行物である **Progress in Nuclear Science and Technology** (以下、「国際会議論文集」という) にかかわる事項を定めることを目的とする。

(掲載内容)

第 2 条 英文論文誌、和文論文誌および国際会議論文集 (以下、あわせて「論文誌」という) は、別途定める掲載範囲の論文原稿 (以下、「論文等」という) で、委員会において決定されたものを掲載する。

(発行の頻度)

- 第 3 条 英文論文誌は毎月一定の日に発行する。和文論文誌は、3 月、6 月、9 月、12 月の一定の日に発行する。
- 2 英文論文誌の **Special Issue** は、関心の高いテーマや将来性のある新しい分野について、定例の号の中に組み込んで発行する。
 - 3 国際会議論文集は、一般社団法人日本原子力学会 (以下、「本会」という) が主催あるいは共催した国際会議の会議組織の申し出により、委員会が発行の可否を判定し、必要に応じて不定期に発行する。

(論文の受付)

第 4 条 委員会は、別に定めるガイドライン等にしたがって執筆し投稿された論文等を受け付ける。

(論文の掲載決定)

第 5 条 委員会は、受付けた論文等の中で審査基準を満たした論文等を掲載可とする。審査基準に関しては別途定める。

(掲載料)

第 6 条 論文等の掲載料は別に定める。

- 2 本会または委員会より依頼した論文等は、掲載料を無料とすることができる。

(発行部数)

第7条 論文誌の発行部数については、委員会で決定し、理事会に報告する。

(配布)

第8条 英文論文誌ならびに和文論文誌の配布については、細則第12条第4項に基づき、委員会
が起案し、理事会の承認を得るものとする。

2 英文論文誌は、個人会員に対して、電子版への無料アクセス権を与える。賛助会員に対して
は、希望に応じて、電子版への無料アクセス権を与える。冊子体については、購読を希望す
る個人会員ならびに賛助会員に対して、会員価格で販売する。

3 和文論文誌は、購読を希望する個人会員ならびに賛助会員に対して、会員価格で販売する。

(雑則)

第9条 本規程に定めるもののほか、論文誌に関し必要な事項は、委員会または論文誌編集幹事
会が別に定める。

(改定)

第10条 本規程の改定は、編集委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

1 平成22年7月2日 理事会制定、同日施行

2 改定履歴

① 平成23年5月31日 第1回理事会承認

② 平成27年8月19日 編集委員会メール審議起案, 平成27年9月8日 理事会メール審議
承認

③ 規約を規程に変更 平成28年5月23日 編集委員会メール審議起案, 平成28年5月24
日 第8回理事会承認

附則

1 平成27年9月8日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。

2 平成28年5月24日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。